官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府三三）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更、地方職員共済組合定款の一部変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四五　五〇

法規的告示

○内閣府告示第三十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和八年四月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第２　添加物	第２　添加物
Ａ～Ｃ　［略］	Ａ～Ｃ　［略］
Ｄ　成分規格・保存基準各条	Ｄ　成分規格・保存基準各条
成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。	成分規格・保存基準が定められている添加物は、当該成分規格・保存基準に適合しなければならない。
添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。	添加物が組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物である場合には、当該物は、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならない。当該安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。
［略］	［略］
ポリリン酸カリウム	ポリリン酸カリウム
Potassium Polyphosphate	Potassium Polyphosphate
［略］	［略］
定量法　本品を乾燥し、その約0.2ｇを精密に量り、硝酸５ml及び水25mlを加えて溶かし、蒸発する水を補いながら30分間煮沸する。冷後、水を加えて正確に500mlとし、必要な場合には乾燥ろ紙でろ過し、検液とする。検液５mlを正確に量り、バナジン酸・モリブデン酸試液20ml及び水を加えて正確に100mlとし、よく振り混ぜて30分間放置した後、波長400nmにおける吸光度を測定する。対照には、水５mlを用いて検液と同様に操作した液を用いる。別にリン標準液10mlを正確に量り、硝酸（１→25）20mlを加え、更に水を加えて正確に250mlとする。この液10ml、15ml及び20mlをそれぞれ正確に量り、検液と同様に操作して吸光度を測定し、検量線を作成する。この検量線と検液の吸光度から検液５ml中のリン（Ｐ）の質量（ｇ）を求め、次式により含量を求める。	定量法　本品を乾燥し、その約0.2ｇを精密に量り、硝酸５ml及び水25mlを加えて溶かし、蒸発する水を補いながら30分間煮沸する。冷後、水を加えて正確に500mlとし、必要な場合には乾燥ろ紙でろ過し、検液とする。検液５mlを正確に量り、バナジン酸・モリブデン酸試液20ml及び水を加えて正確に100mlとし、よく振り混ぜて30分間放置した後、波長400nmにおける吸光度を測定する。対照には、水５mlを用いて検液と同様に操作した液を用いる。別にリン標準液10mlを正確に量り、硝酸（１→25）20mlを加え、更に水を加えて正確に250mlとする。この液10ml、15ml及び20mlをそれぞれ正確に量り、検液と同様に操作して吸光度を測定し、検量線を作成する。この検量線と検液の吸光度から検液５ml中のリン（Ｐ）の質量（ｇ）を求め、次式により含量を求める。
酸化リン（Ⅴ）（P_2O_5）の含量（％） $=\frac{M_S\times 2.291\times 100}{M_T}\times 100$	酸化リン（Ⅴ）（P_2O_5）の含量（％） $=\frac{M_S\times 2.291\times 100}{M_T}$
ただし、M_S：検液５ml中のリン（Ｐ）の質量（ｇ） M_T：試料の採取量（ｇ）	ただし、M_S：検液５ml中のリン（Ｐ）の質量（ｇ） M_T：試料の採取量（ｇ）
［略］	［略］
Ｅ　製造基準	Ｅ　製造基準
［略］	［略］
Ｆ　使用基準	Ｆ　使用基準

添加物一般

１．［略］

２．次の表の第１欄に掲げる添加物を含む第２欄に掲げる食品を、第３欄に掲げる食品の製造又は加工の過程で使用する場合には、それぞれ第１欄に掲げる添加物を第３欄に掲げる食品に使用するものとみなす。

第１欄	第２欄	第３欄
亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウム（以下「亜硫酸塩等」という。）	甘納豆、えび、果実酒、乾燥果実（干しぶどうを除く。）、乾燥じゃがいも、かんぴょう、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。）、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁、コンニャク粉、雑酒、清涼飲料水（ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。以下この項において同じ。）を加えたものに限る。以下この項において同じ。）、清涼飲料水に加えるぶどう果汁、ゼラチン、ディジョンマスタード、糖化用タピオカでんぷん、糖蜜、煮豆、水あめ及び冷凍生かに	第２欄に掲げる食品以外の食品
［略］		

［略］

亜硫酸ナトリウム

亜硫酸ナトリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。

亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）、雑酒、清涼飲料水（ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。以下この目において同じ。）を加えたものに限る。以下この目において同じ。）及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあってはその１kgにつき0.35ｇ（清涼飲料水及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあっては、亜硫酸ナトリウム以外の亜硫酸塩等のうち１種以上と併用する場合には、二酸化硫黄としての合計量が0.35ｇ）以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。

［略］

添加物一般

１．［略］

２．次の表の第１欄に掲げる添加物を含む第２欄に掲げる食品を、第３欄に掲げる食品の製造又は加工の過程で使用する場合には、それぞれ第１欄に掲げる添加物を第３欄に掲げる食品に使用するものとみなす。

第１欄	第２欄	第３欄
亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウム（以下「亜硫酸塩等」という。）	甘納豆、えび、果実酒、乾燥果実（干しぶどうを除く。）、乾燥じゃがいも、かんぴょう、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。）、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁、コンニャク粉、雑酒、ゼラチン、ディジョンマスタード、糖化用タピオカでんぷん、糖蜜、煮豆、水あめ及び冷凍生かに	第２欄に掲げる食品以外の食品
［略］		

［略］

亜硫酸ナトリウム

亜硫酸ナトリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。

亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）及び雑酒にあってはその１kgにつき0.35ｇ以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。

［略］

グルコン酸亜鉛

グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品並びに健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第２条第１項第５号に規定する特定保健用食品（以下「特定保健用食品」という。）、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令別表第三に掲げる総合栄養食品の許可区分に該当するものとして特別用途表示の許可又は承認を受けた食品及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令別表の二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部㈤　乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款⑸の規定による内閣総理大臣の承認を受けて使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その１Ｌにつき、亜鉛として6.0㎎を超える量を含有しないように使用しなければならない。

グルコン酸亜鉛は、特定保健用食品又は栄養機能食品に使用するとき、当該食品の１日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15㎎を超えないようにしなければならない。

［略］

次亜硫酸ナトリウム

次亜硫酸ナトリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。

次亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）、雑酒、清涼飲料水（ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。以下この目において同じ。）を加えたものに限る。以下この目において同じ。）及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあってはその１kgにつき0.35ｇ（清涼飲料水及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあっては、次亜硫酸ナトリウム以外の亜硫酸塩等のうち１種以上と併用する場合には、二酸化硫黄としての合計量が0.35ｇ）以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。

［略］

グルコン酸亜鉛

グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品並びに健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第２条第１項第５号に規定する特定保健用食品（以下「特定保健用食品」という。）、特別用途表示の許可又は承認を受けた食品（病者用のものに限る。）及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令別表の二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部㈤　乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款⑸の規定による内閣総理大臣の承認を受けて使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その１Ｌにつき、亜鉛として6.0㎎を超える量を含有しないように使用しなければならない。

グルコン酸亜鉛は、特定保健用食品又は栄養機能食品に使用するとき、当該食品の１日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15㎎を超えないようにしなければならない。

［略］

次亜硫酸ナトリウム

次亜硫酸ナトリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。

次亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）及び雑酒にあってはその１kgにつき0.35ｇ以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。

［略］

二酸化硫黄

二酸化硫黄は、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。

二酸化硫黄は、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）、雑酒、清涼飲料水（ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。以下この目において同じ。）を加えたものに限る。以下この目において同じ。）及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあってはその１kgにつき0.35ｇ（清涼飲料水及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあっては、二酸化硫黄以外の亜硫酸塩等のうち１種以上と併用する場合には、二酸化硫黄としての合計量が0.35ｇ）以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。

［略］

ピロ亜硫酸カリウム

ピロ亜硫酸カリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。

ピロ亜硫酸カリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）、雑酒、清涼飲料水（ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。以下この目において同じ。）を加えたものに限る。以下この目において同じ。）及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあってはその１kgにつき0.35ｇ（清涼飲料水及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあっては、ピロ亜硫酸カリウム以外の亜硫酸塩等のうち１種以上と併用する場合には、二酸化硫黄としての合計量が0.35ｇ）以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。

二酸化硫黄

二酸化硫黄は、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。

二酸化硫黄は、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）及び雑酒にあってはその１kgにつき0.35ｇ以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。

［略］

ピロ亜硫酸カリウム

ピロ亜硫酸カリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。

ピロ亜硫酸カリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）及び雑酒にあってはその１kgにつき0.35ｇ以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以

以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。 ピロ亜硫酸ナトリウム 　ピロ亜硫酸ナトリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。 　ピロ亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）、雑酒、清涼飲料水（ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。以下この目において同じ。）を加えたものに限る。以下この目において同じ。）及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあってはその１kgにつき0.35ｇ（清涼飲料水及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあっては、ピロ亜硫酸ナトリウム以外の亜硫酸塩等のうち１種以上と併用する場合には、二酸化硫黄としての合計量が0.35ｇ）以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。 ［略］	上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。 ピロ亜硫酸ナトリウム 　ピロ亜硫酸ナトリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。 　ピロ亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）及び雑酒にあってはその１kgにつき0.35ｇ以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。 ［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

公　告

諸　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年４月７日

関東地方整備局長　橋本　雅道

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

１．当該招請の主旨

本業務は、特殊車両通行許可・確認システムにおける、申請者、道路管理者等のシステム利用者への利便性、操作性向上を図るため、改良を行う業務である。

業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　(a)Ｒ７特殊車両通行許可システム他改良業務

(b)Ｒ７特殊車両通行確認システム他改良業務

⑵　業務内容　(a)特殊車両通行許可システムの改良

(b)特殊車両通行確認システムの改良

⑶　履行期間　契約締結の翌日～令和９年３月31日

３．業務目的

(a)　本業務は、特殊車両通行許可システムにおける、申請者及び道路管理者等のシステム利用者の利便性、操作性向上を図るため、関連システムを含め改良を行うものである。

(b)　本業務は、特殊車両通行確認システムにおける、申請者及び道路管理者等のシステム利用者の利便性、操作性向上を図るため、関連システムを含め改良を行うものである。

４．参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④　関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦　参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

Ⅰ　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ｱ)　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。(ｲ)において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。(ｲ)において同じ。）の関係にある場合

(ｲ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

Ⅱ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ⅰ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ⅱ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⅲ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ　組合の理事

ⅴ　その他業務を執行する者であってⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑵　技術力に関する要件

①　本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）を契約締結時点において受注者自ら構築できること。

②　契約締結時点において稼働している機能に改良が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。

⑶　設備等に関する要件

①　開発に必要な場所は、受注者自ら準備できること。

②　開発に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む）できること。

⑷　業務執行体制に関する要件

業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。

⑸　業務実績に関する要件
　下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していること。
ⓐ・同種業務：オンラインで申請を受付け、オンラインで処理を行うシステムの開発又は改良を行った業務又は工事
　・類似業務：オンラインで処理するシステムの開発又は改良を行った業務又は工事（同種を除く）
ⓑ・同種業務：オンラインで申請を受付け、オンラインで処理を行うシステムの開発又は改良を行った業務又は工事
　・類似業務：オンラインで処理するシステムの開発又は改良を行った業務又は工事（同種を除く）
⑹　配置予定技術者に関する要件
　配置予定主任技術者は、平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、１件以上の実績を有していなければならない。
　業務実績
ⓐ　⑸ⓐに同じ。
ⓑ　⑸ⓑに同じ。
５．手続等
⑴　担当部局
①　契約関係
　〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課購買第一係
　電話：048―601―3151
②　技術関係（特記仕様書等の照会先）
　〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館18階　関東地方整備局道路部交通対策課特殊車両第二係
　電話：048―600―1346
　メールアドレス：ktr-tokusya-keiyaku@mlit.go.jp
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付場所及び方法
　交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記⑴②に申し出ること。
　ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記⑴②に事前連絡を行うこと。
　また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴②に電子メールにて依頼を行うこと。
②　窓口での交付期間
　令和８年４月７日から令和８年４月21日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。
⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法
　提出期限：令和８年４月21日（火）16時00分
　提出場所：上記⑴②に同じ。
　提出方法：原則として電子メールにより提出すること。
　なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。
６．その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
　５．⑴に同じ。
⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
　令和８年５月21日（木）18時00分
⑷　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑸　詳細は説明書による。
７．Summary
⑴　Subject matter of service ：
ⓐ　R7 System development for traffic permission of the special vehicle 1 set
ⓑ　R7 System development for traffic confirmation of the special vehicle 1 set
⑵　Time-limit to express interests：16：00 21 April 2026
⑶　Contact point of documentation relating to the proposal ： No.2 special vehicle section, Road Traffic Management Division, Road Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shin-toshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330―9724, Japan TEL 048―600―1346
⑷　Contact point for the notice ： No.1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Department Bureau

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第１号

東京都市計画事業愛宕地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の変更の縦覧について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第83条第５項において準用する同条第１項の規定に基づき、下記により権利変換計画の変更を縦覧に供するので、公告する。

令和８年４月７日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

記

１　縦覧期間　　令和８年４月15日（水）から令和８年４月28日（火）まで（土曜日・日曜日を含む。）

２　縦覧時間　　午前９時15分から午後５時40分まで

３　縦覧場所　　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　都心業務部
住所　東京都中央区八重洲１丁目３番７号八重洲ファーストフィナンシャルビル18階
電話　03―5200―8605

４　縦覧事項　　権利変換計画の変更計画

以　上

企業年金基金変更公告

三菱電機エンジニアリング企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都港区芝５―34―２ミタマチテラス10階

２．旧事務所の所在地　東京都千代田区九段北１―13―５ヒューリック九段ビル

３．変更年月日　令和８年１月19日

令和８年４月７日

三菱電機エンジニアリング企業年金基金
理事長　竹本　俊之

地方職員共済組合定款の一部変更

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五条第九項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

令和八年四月七日

地方職員共済組合
理事長　関　博之

次の表により、現行欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後	現行
（資金の繰入れ） 第六十五条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号。以下「施行規則」という。）第十二条の八第一項において準用する施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。 一　厚生年金保険経理　二万千三百三十三円 二　退職等年金経理　千二百五十円 附　則 19　団体共済部の経過的長期経理に係る施行規則第十二条の八第一項において準用する施行規程附則第一条の二第三項において読み替えて準用する施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、二千百三十一円とする。	（資金の繰入れ） 第六十五条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号。以下「施行規則」という。）第十二条の八第一項において準用する施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。 一　厚生年金保険経理　一万八千五百十六円 二　退職等年金経理　千八十円 附　則 19　団体共済部の経過的長期経理に係る施行規則第十二条の八第一項において準用する施行規程附則第一条の二第三項において読み替えて準用する施行規程第七条第一項の規定により定款で定める金額は、千八百四十八円とする。

附　則

1　この変更は、令和八年四月一日から施行する。

2　変更後の第六十五条及び附則第十九項の規定は、令和八年度以後の各事業年度の資金の繰入れについて適用し、令和七年度以前の各事業年度の資金の繰入れについては、なお従前の例による。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

北海道釧路市米町一丁目一番一五号

有限会社ファッションハウス村松

清算人　村松　正敏

解散公告

当社は、令和八年三月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

北海道函館市陣川二丁目二番二号

合同会社ＰｌｕｓｅｎＮａ

清算人　齋藤絵梨奈

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

札幌市白石区北郷四条三丁目三番五

株式会社北陽建設

代表清算人　佐藤　義則

解散公告

当社は、令和八年三月十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

札幌市清田区真栄三条二丁目九番七号

合同会社エスケーユ

清算人　飯澤　裕子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

宮城県名取市愛島小豆島字五郎市八二番地

有限会社渋谷測量

清算人　渋谷　松男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

宮城県亘理郡亘理町荒浜字御狩屋一五九番地の一六七

有限会社山本電気

清算人　山本　登

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

福島県福島市笹谷字桜水三五番地の一

有限会社丸公青果

清算人　高野　直美

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

福島県福島市荒町五番三七号

有限会社田丸紙店

清算人　田丸　裕章

解散公告

当社は、令和八年三月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

福島県福島市笹谷字東桜水一番地の二

株式会社鈴木電気工事

代表清算人　鈴木　裕一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

埼玉県さいたま市南区曲本一丁目四番五号

有限会社ニューファミリー

清算人　飯田　純子

解散公告

当社は、令和八年三月三十日付け株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

埼玉県川口市新井町四番一〇号

協立パッキング株式会社

代表清算人　結城　栄一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

埼玉県飯能市大字上名栗三一七九番地四

有限会社ルーブル画材

清算人　渥美千恵子

解散公告

当会社は令和八年二月十五日解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

埼玉県狭山市大字堀兼二五八七番地五

合同会社Mahmud International LLC

清算人　タリー・アルメン・マハモド

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

千葉県千葉市花見川区幕張町一丁目七六九三番地三五

株式会社アルドール

代表清算人　半村　貞夫

解散公告

当社は、令和八年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都港区芝四丁目三番五号

ガーデン・イン・ザ・ハウス株式会社

代表清算人　松田勝一郎

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都杉並区高円寺南四丁目八番二号

株式会社ＺＯＣＡＬＯ

代表清算人　髙良　麻子

解散公告

当社は、令和八年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都文京区千石三丁目三番三号千石明穂ハイツ一〇四－Ｂ

アンツィオ株式会社

代表清算人　鮑　琦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都千代田区飯田橋二丁目五番一号

株式会社アンカー

代表清算人　竹内　尚

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

株式会社メガソーラー３０号

代表清算人　中島　英士

解散公告

当社は、令和八年三月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都新宿区西早稲田一丁目一一番一号

コーポ草間六〇六号室

ミミカゾク合同会社

清算人　劉　琪

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都荒川区南千住七丁目一〇番一三号

株式会社ＷＩＵ

代表清算人　呉　暁燕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都港区芝公園一丁目二番四号

ＨＲビジネスマネジメント株式会社

代表清算人　平澤　貞三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都調布市若葉町二丁目二四番地二五

有限会社ニュービジネスコンサルタント社

清算人　梶谷　玲子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都渋谷区桜丘町四番一七号

ＮＭＡ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　具　滋豊

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都練馬区田柄五丁目二七番六号

有限会社ワイズヘアー

清算人　山上　聡子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都葛飾区高砂八丁目四番二号三〇一

文章よくなる株式会社

代表清算人　工藤　勝己

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都台東区浅草橋五丁目二四番六号

ＥＦＩ株式会社

代表清算人　猪瀬　崇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階アントレサロン

株式会社イーストヘンプ

代表清算人　ゴーシュ直子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

ＳＤＣ株式会社

代表清算人　角野　正礼

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

グリーンフォレスト特定目的会社

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、令和八年一月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都大田区中馬込一丁目六番二三―三〇一号　特定非営利活動法人日仏景観会議

清算人　宇田英一郎

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都小平市学園東町一丁目二番三三号

一般社団法人日本トライフットボール協会

代表清算人　中澤　文秀

解散公告

当社は、令和八年三月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都豊島区西巣鴨二丁目六―一二―五〇五号室　華鵬弘株式会社

代表清算人　ＳＨＥＮ　ＨＯＮＧ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

合同会社ＫＲＦ１１２

清算人　一般社団法人ＫＲＦ１１２

職務執行者　武野氏伸哉

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都新宿区四谷四丁目三二番八号ＹＫＢサニービル六階

ＡＭＦ合同会社

清算人　矢澤　学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都港区元麻布一丁目二番二三―四一三号

有限会社グレイスライト

清算人　福田　光恵

解散公告

当社は、令和八年二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都練馬区春日町六丁目一六番一一

フォーチュン光が丘二八六号室

Ｌｏｏｐ　Ｆｕｎ株式会社

代表清算人　董　建　偉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都千代田区外神田二丁目一番八スクエア秋葉原一〇六号室

Ｔａｂｉ　Ｆａｃｔｏｒｙ株式会社

代表清算人　リュウ・チョウ・サイ・マイケル

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都台東区浅草橋五丁目二四番六号

ＥＦＩ株式会社

代表清算人　猪瀬　崇

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

東京都新宿区高田馬場一丁目一七番一八号

ＳＴ高田馬場ビル八Ｆ

株式会社インターナショナルパートナー

代表清算人　杉木　敬幸

解散公告

当法人は、令和八年三月十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

神奈川県平塚市四之宮二丁目一七―一五

特定非営利活動法人こどもサポート

清算人　佐藤　誠

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
神奈川県横浜市磯子区丸山二丁目一番一九号
有限会社石井自動車工業
清算人　山口　克巳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
神奈川県高座郡寒川町倉見九〇二番地二
有限会社アート設備工業
清算人　藤原　理恵

解散公告

当社は、令和八年二月二日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
神奈川県三浦郡葉山町長柄一六四二番地の六七
平尾不動産株式会社
代表清算人　白花みおり

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
神奈川県横浜市緑区長津田みなみ台五丁目一七番地一三
特定非営利活動法人ぽっけのおへや
清算人　大関みどり

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
神奈川県横須賀市小川町一八番地三〇ベルシャトゥ横須賀中央七〇三
合同会社フラムソリューションズ
清算人　三ツ森紀子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
神奈川県川崎市麻生区古沢三六番地一
一般社団法人JAPAN FAMILY PROJECT
代表清算人　中林　直子

解散公告

当社は、令和八年三月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
神奈川県伊勢原市沼目三丁目一九番五号
有限会社アベ装研
清算人　阿部惠司郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
石川県七尾市国分町井部二番地
のとしん総合サービス株式会社
代表清算人　寺　美津男

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
岐阜県本巣市仏生寺二六五番地鵜飼ビル二〇二号
株式会社中堅
代表清算人　森　惠子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
岐阜県岐阜市県町二丁目一二番地チサンマンション岐阜六〇三号
株式会社ＯＨｚｅｙ
代表清算人　太田　剛広

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日社員総会の決議により解散しました。債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
期間内に申し出がない時は清算から除斥します。
令和八年四月七日
静岡県富士市さんどまき一七五
一般社団法人Ｈｕｇっこ
代表清算人　大竹真梨子

解散公告

当社は、令和八年三月十四日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
愛知県名古屋市中村区名駅三丁目四番一〇号アルティメイト名駅１ｓｔ二階
合同会社トキノネコ
代表清算人　松原　由宜

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
名古屋市南区三条二丁目一八番二四号
三勝株式会社
代表清算人　天野　知子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
愛知県一宮市花池一丁目一〇番一二号
大進繊維株式会社
代表清算人　今井　勝也

解散公告

当社は、令和八年三月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
愛知県名古屋市南区浜田町二丁目三七番地
合同会社リオン会
清算人　山下　琴乃

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
滋賀県草津市下笠町一六一番地
合同会社草津市スポーツ振興事業体
代表清算人　公益財団法人草津市コミュニティ事業団
職務執行者　辻田　明宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月七日
京都市左京区鹿ケ谷法然院町二番地
サステナブルシフト株式会社
代表清算人　伊田八重子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

京都市南区吉祥院長田町六〇九番地

協和建設株式会社

代表清算人　永延　重人

解散公告

当社は、令和八年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

京都府長岡京市天神二丁目五番一三号

株式会社ツヨシ

代表清算人　荒木　毅

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

京都府久世郡久御山町栄二丁目一番地五七

但馬精工株式会社

代表清算人　奥田　里子

解散公告

当社は、令和八年三月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

大阪市東成区大今里西一丁目一四番一二号

ロフト今里四〇一号室

楽潼合同会社

清算人　黄　淑貞

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

大阪市北区梅田二丁目五番四号千代田ビル西館一〇階

株式会社Ｍｅｌｅ

代表清算人　岸　梓

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

大阪市北区梅田二丁目五番四号千代田ビル西館一〇階

株式会社ＴＷＩＬＬＹ

代表清算人　岸　梓

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

大阪府枚方市楠葉野田二丁目六〇番一八号

エスケイ・インターナショナル株式会社

代表清算人　西澤　敏之

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

大阪市北区堂島浜一丁目四番四号アクア堂島フォンターナ三Ｆ

アール・アンド・ネクストデザイン株式会社

代表清算人　河田　薫

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

大阪府泉大津市二田町三丁目一一番一七号

ＮＰＯ法人わかばの森アフタースクール

清算人　東島　有子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

大阪府泉南郡熊取町大久保東二丁目六番一七号

有限会社エム・エムファーマシー

清算人　澤田　洋平

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

兵庫県高砂市百合丘三〇番地の二

ランドバンク株式会社

代表清算人　福島　千寿

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

兵庫県揖保郡太子町天満山二五八番地一

株式会社ヤマト金属商会

代表清算人　井町　博

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

神戸市中央区磯上通四丁目一番一四号三宮スカイビル七Ｆ

一般社団法人ＮＥＸＴ　ＴＯＵＲＩＳＭ

代表清算人　江藤　誠晃

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

岡山県赤磐市沢原五四六番地

有限会社内田産業

代表清算人　内田　大助

解散公告

当会社は令和八年三月十二日解散しましたので債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人までお申し出ください。期間内に申出がない場合は清算から除斥します。

令和八年四月七日

山口県岩国市麻里布町五丁目九番一六号

合同会社Ａ・ＢＯＸ

清算人　山﨑　陽司

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

山口県下関市豊田町大字矢田二四六番地の一

松田石油販売株式会社

代表清算人　松田　勝昭

解散公告

当社は、令和八年三月十九日開催の株主総会の決議により、同日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

山口県山陽小野田市稲荷町一〇番二三号

西本石油株式会社

代表清算人　八橋　志暢

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

徳島県阿南市吉井町帽子石二三番地一

株式会社吉井産業

代表清算人　板敷　芳宏

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日に、会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

香川県三豊市高瀬町下麻一九五九番地

株式会社川辺機械

代表清算人　松岡　剛

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

福岡県柳川市坂本町七番地の一

一般財団法人柳川市婦人会館

代表清算人　藤木利美子

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

福岡市博多区美野島三―一四―一ステイツ博多駅南一〇二

薫楽株式会社

代表清算人　余　芳挺

解散公告

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

長崎市春木町九番一七号

特定非営利活動法人和装文化研究会

清算人　池田有紀枝

解散公告

当法人は、令和八年三月十六日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

熊本県宇土市松原町六一番地二四

一般社団法人熊本地域ＩＣＴ協会

清算人　熊井　光文

解散公告

当社は、令和八年三月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

沖縄県那覇市おもろまち四丁目一九番三号一〇〇三

株式会社シャイン

代表清算人　橋本　正和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山一七九二番地一金城アパート一三

スタートロボ合同会社

代表清算人　西田　倫朗

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

沖縄県宜野湾市嘉数三丁目二番六号

株式会社Ｔ―ＭＯＲＥ　ＰＬＡＮＮＩＮＧ

代表清算人　玉城かおり

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

沖縄県島尻郡与那原町字与那原二九九九番地の一

有限会社協和理研

清算人　名嘉毛照美

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月六日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により令和八年二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

福島県河沼郡会津坂下町字五反田一二五二番地二

医療法人遠山眼科医院

清算人　遠山　正孝

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月十八日さいたま地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号さいたま新都心法律事務所

丸山教藤塚支教会

清算人　弁護士　久田　勝也

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年二月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

兵庫県姫路市久保町一二三番地

医療法人社団つきたに医院

清算人　築谷　学

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月十七日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

福岡県福岡市城南区荒江一丁目三一番一三号

サンライフ大名マンション敷地売却組合

代表清算人　井上　秀子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月二十二日開催の総会における決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

福岡県福岡市城南区荒江一丁目三一番一三号

サンライフ大名管理組合

清算人　井上　秀子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

福井県福井市手寄一丁目一二番八号

宗教法人教法寺

清算人　藤原　行順

第65期決算公告　　令和８年４月７日

札幌市豊平区中の島１条９丁目４番１号

北ガスフレアスト株式会社

代表取締役　若狭　純一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,167,891
	固定資産	2,074,925
	合計	5,242,817
負債及び純資産の部	流動負債	1,461,823
	固定負債	245,703
	株主資本	3,535,289
	資本金	23,500
	資本剰余金	60,000
	その他資本剰余金	60,000
	利益剰余金	3,451,789
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	3,446,789
	（うち当期純利益）	（366,162）
	合計	5,242,817

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月十五日建物に専有部分がなくなったことにより解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

三重県桑名市桑栄町二番地

桑栄ビル管理組合法人

清算人　水谷新左衛門

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、令和八年三月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

岡山県倉敷市黒崎五六八番地五

医療法人おがた耳鼻咽喉科クリニック

清算人　小形　哲也

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月六日福岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

福岡県太宰府市通古賀六丁目二番六号

医療法人津田内科医院

清算人　津田　勝哉

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年一月二十二日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

栃木県真岡市荒町五一九一番地

真岡市中郷・萩田土地区画整理組合

代表清算人　髙木　正夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月九日開催の社員総会決議並びに福岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

北九州市八幡西区的場町二三番一二号

医療法人アラサワ歯科医院

清算人　荒澤　耕治

第42期決算公告

令和8年4月7日

山形県西置賜郡小国町大字小国町378番地

クアーズテックマシナリ株式会社

代表取締役　山﨑　英則

貸借対照表の要旨

（令和7年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,025,832,346
	固定資産	26,911,763
	合計	1,052,744,109
負債及び純資産の部	流動負債	249,693,774
	固定負債	34,259,736
	株主資本	768,790,599
	資本金	85,000,000
	利益剰余金	683,790,599
	利益準備金	21,250,000
	その他利益剰余金	662,540,599
	（うち当期純利益）	(94,773,290)
	合計	1,052,744,109

第 65 期 決 算 公 告

令和８年４月７日

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字向原50

東北ガス株式会社

代表取締役社長　**奥**田　健治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	359,016
	固定資産	597,276
	合計	**956,293**
負債及び純資産の部	流動負債	144,079
	固定負債	69,866
	株主資本	60,000
	資本金	60,000
	利益剰余金	682,348
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	667,348
	（うち当期純利益）	(70,565)
	合計	**956,293**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年４月７日

東京都港区海岸一丁目２番20号汐留ビルディング３階
CSC Japan Corporate Services株式会社内
ExtraHop Networks Japan株式会社
代表取締役　ローレン・エリザベス・ゼイジャック

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年12月31日現在）　　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,205,194	流動負債	1,805,777
固定資産	0	固定負債	0
		株主資本	17,399,417
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	7,399,417
		その他利益剰余金	7,399,417
		（うち当期純利益）	(318,184)
資産合計	**19,205,194**	**負債・純資産合計**	**19,205,194**

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年４月７日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令８不保１	Ｔｅｒｒａ合同会社	関整特事第178号	代表社員 一般社団法人老朽空家再生協会職務執行者 木戸真智子	東京都中央区京橋１―６―13	1000万円
令８不保２	Ｍａｒｔｉｓ合同会社	関整特事第179号	代表社員 一般社団法人老朽空家再生協会職務執行者 木戸真智子	東京都中央区京橋１―６―13	1000万円
令８不保３	桃山建設株式会社	国土交通大臣(2)8906	代表取締役 川岸孝一郎	東京都世田谷区玉堤１―27―13	1500万円
令８不保４	ブルーコンシャスグループ株式会社	国土交通大臣(1)9719	代表取締役 髙松豪	大阪府大阪市北区中之島２―３―33	1500万円
令８不保５	有限会社ステップコーポレーション	北海道知事石狩(7)6169	取締役 田中弘	北海道札幌市北区篠路７条１―１―３	1000万円
令８不保６	株式会社ジャスティス	北海道知事石狩(5)6977	代表取締役 野木路子	北海道札幌市豊平区平岸３条３―６―19	1000万円
令８不保７	有限会社アーク	北海道知事石狩(4)7176	代表取締役 菊地進	北海道札幌市中央区南１条西25―２―12	1000万円
令８不保８	オレンジベルホーム株式会社	北海道知事石狩(3)7842	代表取締役 加藤勝一	北海道札幌市豊平区平岸７条14―３―36	1000万円
令８不保９	株式会社ライオン総研	北海道知事石狩(1)9002	代表取締役 坂本紀人	北海道札幌市中央区南６条西１―５	1000万円
令８不保10	ホームプランニング	北海道知事渡島(1)1259	小畑秀雄	北海道茅部郡森町字森川町79	1000万円
令８不保11	株式会社小嶋建設	青森県知事(1)3664	代表取締役 小嶋英嗣	青森県五所川原市大字広田字榊森３―10	1000万円
令８不保12	三田不動産	岩手県知事(11)1308	三田吉雄	岩手県北上市新穀町２―３―10	1000万円
令８不保13	東北学院大学生活協同組合	宮城県知事(4)5437	代表理事 伊藤大	宮城県仙台市青葉区土樋１―３―１	1000万円
令８不保14	有限会社エステートプラザ	宮城県知事(8)3845	代表取締役 安田敏雄	宮城県大崎市古川福沼２―４―38	1000万円
令８不保15	株式会社ライジング	宮城県知事(8)3844	代表取締役 近藤美子	宮城県仙台市青葉区花京院１―１―52	1000万円
令８不保16	株式会社ニューワールドビルメン	宮城県知事(7)4271	代表取締役 本田進	宮城県仙台市泉区南中山１―15―13	1000万円
令８不保17	株式会社アーバンプロット	宮城県知事(5)5161	代表取締役 松田淳一	宮城県仙台市青葉区大町２―４―24	1000万円
令８不保18	中里不動産株式会社	宮城県知事(3)5810	代表取締役 中里耕育	宮城県仙台市青葉区桜ケ丘１―39―８	1000万円
令８不保19	ベストリアルティ	宮城県知事(1)6928	長棟裕子	宮城県仙台市青葉区中山６―19―33	1000万円
令８不保20	株式会社奥山建設工業所	山形県知事(3)2444	代表取締役 奥山新司	山形県尾花沢市北町２―６―34	1000万円
令８不保21	株式会社福島物産	福島県知事(4)2837	代表取締役 加藤恆雄	福島県福島市方木田字古川16―33	1000万円
令８不保22	株式会社エコフレンズ	福島県知事(2)3226	代表取締役 滝川大介	福島県福島市飯坂町湯野字暮坪６	1000万円
令８不保23	株式会社ＰＵＬＳＥ	埼玉県知事(2)23258	代表取締役 丹下正男	埼玉県さいたま市緑区東大門２―22―１	1000万円
令８不保24	株式会社ＩＲＩＳＡ＆Ａ	埼玉県知事(2)23276	代表取締役 一ノ瀬寛人	埼玉県富士見市上沢１―15―６	1000万円
令８不保25	成和商事	埼玉県知事(1)24419	橋本広幸	埼玉県羽生市下村君908―４	1000万円
令８不保26	株式会社櫻井工務店	東京都知事(16)12811	代表取締役 白澤六郎	東京都練馬区貫井３―28―５	1000万円

令８不保27	両善不動産株式会社	東京都知事⑽45106	代表取締役 松本憲臣	東京都渋谷区道玄坂１―13―６	1000万円
令８不保28	株式会社ファイン・コーポレーション	東京都知事⑻62122	代表取締役 玉谷尚子	東京都東久留米市滝山４―12―15	1000万円
令８不保29	有限会社天草住宅	東京都知事⑹75786	代表取締役 松田憲治	東京都杉並区堀ノ内２―17―10	1000万円
令８不保30	株式会社ジーマックス	東京都知事⑷87453	代表取締役 榮田秀史	東京都千代田区九段北１―９―５	1000万円
令８不保31	株式会社エステート・ワールド	東京都知事⑸81241	代表取締役 時耕雅彦	東京都小平市栄町２―34―13	1000万円
令８不保32	株式会社ラコニック	東京都知事⑸82246	代表取締役 加来成浩	東京都港区麻布台３―４―18	1000万円
令８不保33	株式会社アーデント	東京都知事⑷86290	代表取締役 渡邊賢	東京都渋谷区渋谷３―15―５	1000万円
令８不保34	株式会社オー・エム・エンタープライズ	東京都知事⑷86579	代表取締役 秋吉久美子	東京都狛江市和泉本町１―24―９	1000万円
令８不保35	有限会社スター・メール	東京都知事⑷86631	代表取締役 城本誠一	東京都千代田区内神田２―７―４	1000万円
令８不保36	株式会社リアルキャスト	東京都知事⑷87617	代表取締役 小山貴央	東京都中央区銀座７―15―11	1000万円
令８不保37	株式会社ジーエーピー	東京都知事⑷89382	代表取締役 秋山剛	東京都品川区西五反田８―１―14	1000万円
令８不保38	有限会社トラストワーク	東京都知事⑶92753	代表取締役 岡田志津雄	東京都新宿区西新宿７―１―７	1000万円
令８不保39	株式会社Ｌ・Ｄ・Ｋプラス	東京都知事⑶93408	代表取締役 内藤儀之	東京都調布市国領町１―44―１	1000万円
令８不保40	株式会社オーラム	東京都知事⑶94164	代表取締役 宮澤利治	東京都葛飾区奥戸７―８―２	1000万円
令８不保41	株式会社キャトル企画	東京都知事⑶94746	代表取締役 町田秀行	東京都豊島区南長崎６―21―19	1000万円
令８不保42	株式会社ワイズコンサルティング	東京都知事⑶95302	代表取締役 峯村裕一	東京都中央区新川１―３―21	1000万円
令８不保43	株式会社集成社建築事務所	東京都知事⑶95367	代表取締役 和田進	東京都中央区日本橋馬喰町１―３―６	1000万円
令８不保44	株式会社ｎｅｗｔｈｉｎｇｓ	東京都知事⑵98970	代表取締役 横山俊幸	東京都中野区中野４―11―１	1000万円
令８不保45	株式会社リーブル	東京都知事⑵99855	代表取締役 荒木田正典	東京都江戸川区上篠崎２―27―３	1000万円
令８不保46	Ｄｒ．ＫＥＮ株式会社	東京都知事⑵100725	代表取締役 川久保建	東京都中央区東日本橋２―11―８	1000万円
令８不保47	株式会社イエノナカカンパニー	東京都知事⑵100821	代表取締役 大串浩章	東京都台東区上野７―６―５	1000万円
令８不保48	株式会社ＭＩＹＡＫＯ商事	東京都知事⑵102111	代表取締役 黄川田エリナ	東京都世田谷区砧６―10―６	1000万円
令８不保49	有限会社スペランツァ	東京都知事⑵104793	代表取締役 坂川馨	東京都中央区日本橋浜町３―23―８	1000万円
令８不保50	サトーテクニカルデザイン株式会社	東京都知事⑵105395	代表取締役 佐藤宏也	東京都豊島区東池袋１―27―５	1000万円
令８不保51	株式会社アファブル	東京都知事⑵105832	代表取締役 小暮隆	東京都中央区明石町１―３	1000万円
令８不保52	株式会社信玄	東京都知事⑴106495	代表取締役 小沼昌史	東京都北区上十条４―12―２	1000万円
令８不保53	株式会社Ｘｅｎｉａｌ	東京都知事⑴107191	代表取締役 青木智哉	東京都北区赤羽２―４―14	1000万円
令８不保54	千尋不動産	東京都知事⑴107369	伊豫田麗子	東京都台東区根岸３―12―28	1000万円
令８不保55	アデルフィ株式会社	東京都知事⑴107663	代表取締役 長尾謙	東京都千代田区永田町２―11―１	1000万円
令８不保56	池尻不動産	東京都知事⑴108058	近藤義之	東京都世田谷区池尻２―６―12	1000万円
令８不保57	株式会社アイズリアルティ	東京都知事⑴108394	代表取締役 石尾重和	東京都板橋区常盤台４―32―５	1000万円
令８不保58	株式会社ジー・エル・ディー	東京都知事⑴109014	代表取締役 陳学全	東京都豊島区池袋２―45―１	1000万円
令８不保59	スマイリーホーム株式会社	東京都知事⑴109770	代表取締役 窪田亜津生	東京都足立区六町２―３―38	1000万円
令８不保60	株式会社８１９	東京都知事⑴111174	代表取締役 奥村和矢	東京都渋谷区笹塚１―59―６	1000万円
令８不保61	ハウスヒロ株式会社	東京都知事⑴111996	代表取締役 朱浩伸	東京都荒川区東日暮里３―20―10	1000万円
令８不保62	環境デザイン株式会社	神奈川県知事⑾13165	代表取締役 水谷はる美	神奈川県藤沢市南藤沢６―18	1000万円
令８不保63	株式会社アルファ・プランニング	神奈川県知事⑸24178	代表取締役 石川禎雄	神奈川県横浜市中区山下町93―３	1000万円
令８不保64	有限会社アネストホーム	神奈川県知事⑸25225	代表取締役 金子貴彦	神奈川県横浜市中区扇町１―１―25	1000万円
令８不保65	有限会社神奈川建設	神奈川県知事⑷25936	代表取締役 石田信夫	神奈川県平塚市御殿１―17―１	1000万円
令８不保66	Ｍｓエンタープライズ株式会社	神奈川県知事⑴32815	代表取締役 村木直人	神奈川県横浜市緑区十日市場町814―10	1000万円
令８不保67	株式会社ＢａｓｉｃＢｏｘ	新潟県知事⑴5600	代表取締役 田代桂也	新潟県新潟市中央区沼垂西１―４―18	1000万円
令８不保68	株式会社シティ・コネクション	富山県知事⑵3010	代表取締役 車谷伊佐一	富山県黒部市石田918―１	1000万円

令８不保69	有限会社古和ホーム	石川県知事(7)3185	代表取締役 宮本文雄	石川県河北郡内灘町字向陽台２―61	1000万円
令８不保70	アセットプランニング	石川県知事(2)4294	長養哲志	石川県金沢市泉野町５―13―27	1000万円
令８不保71	有限会社プラスリアルティ	岐阜県知事(5)4262	代表取締役 大竹由訓	岐阜県岐阜市加納桜田町１－８－４	1000万円
令８不保72	三共地建	静岡県知事(6)11636	鎌腰勝	静岡県静岡市清水区梅ヶ谷86―12	1000万円
令８不保73	亥太郎建設株式会社	静岡県知事(3)13590	代表取締役 三輪彰男	静岡県御殿場市仁杉116―１	1000万円
令８不保74	合同会社スタートアップ	静岡県知事(1)14617	代表社員 櫻井圭祐	静岡県静岡市葵区水落町15―３	1000万円
令８不保75	株式会社アシスト	愛知県知事(2)23329	代表取締役 坂野良輔	愛知県半田市州の崎町２―155	1000万円
令８不保76	株式会社Ｕｌｉｖｅｔｏ	愛知県知事(1)24743	代表取締役 加藤晃	愛知県名古屋市中村区名駅４―16―16	1000万円
令８不保77	有限会社さくらホーム	三重県知事(5)2809	代表取締役 渡部紳平	三重県鈴鹿市道伯町2329―36	1000万円
令８不保78	ジャパンハウス株式会社	滋賀県知事(8)2297	代表取締役 川島保之	滋賀県大津市におの浜４－５―20	1000万円
令８不保79	株式会社山大	京都府知事(9)7722	代表取締役 舟崎真司	京都府宇治市伊勢田町大谷61	1000万円
令８不保80	有限会社やま廣	京都府知事(6)10836	取締役 山下京成	京都府京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町407―２	1000万円
令８不保81	株式会社ウェルコーポレーション	京都府知事(5)12166	代表取締役 杉原雅裕	京都府京都市下京区堀川通四条下る四条堀川町286	1000万円
令８不保82	タニワキハウジング	大阪府知事(9)30444	谷脇節夫	大阪府堺市中区深井清水町3965	1000万円
令８不保83	角吉住建	大阪府知事(7)42043	角竹信	大阪府枚方市津田東町３―22―23	1000万円
令８不保84	株式会社サウンドビデオ	大阪府知事(7)42103	代表取締役 澤江麻恵	大阪府高槻市芝生町３―21―１	1000万円
令８不保85	有限会社さくらハウス	大阪府知事(7)43403	代表取締役 平石泰資	大阪府大阪市城東区東中浜１―12―15	1000万円
令８不保86	Ｉ・Ｓ・Ｍコーポレーション株式会社	大阪府知事(6)47371	代表取締役 蔵田治男	大阪府高石市西取石６－３－９	1000万円
令８不保87	プロタクト地所株式会社	大阪府知事(5)48120	代表取締役 難波光雄	大阪府大阪市西区西本町３－１―46	1000万円
令８不保88	有限会社賃貸情報センター	大阪府知事(5)49167	代表取締役 阪本正二	大阪府吹田市豊津町９―16	1000万円
令８不保89	有限会社リカバリーハウス	大阪府知事(5)50798	代表取締役 吉永さとみ	大阪府大阪市淀川区宮原２－９－１	1000万円
令８不保90	株式会社クレアトゥール	大阪府知事(2)58753	代表取締役 寄本紘一郎	大阪府大阪市西区北堀江１―20―15	1000万円
令８不保91	株式会社日進月舗	大阪府知事(2)58743	代表取締役 津露啓司	大阪府大阪市北区松ケ枝町６―17	1000万円
令８不保92	スターリアルティ株式会社	大阪府知事(2)59407	代表取締役 星加良司	大阪府大阪市中央区南船場２－５―19	1000万円
令８不保93	合同会社パームエステートジャパン	大阪府知事(1)62456	代表社員 屋鋪剛志	大阪府大阪市東成区中道２―10―３	1000万円
令８不保94	株式会社ＥＳ＆Ｓｏｌｕｔｉｏｎ	大阪府知事(1)64769	代表取締役 中岡真吾	大阪府大阪市中央区淡路町３－６－３	1000万円
令８不保95	寺西白丁株式会社	大阪府知事(1)65675	代表取締役 エイケケンム	大阪府大阪市東住吉区湯里２－６―13	1000万円
令８不保96	大富トラスト株式会社	大阪府知事(1)65740	代表取締役 渡辺佑一	大阪府大阪市中央区南船場１－３―31	1000万円
令８不保97	株式会社ＯＫＡＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ	兵庫県知事(4)350379	代表取締役 岡茂樹	兵庫県三木市志染町西自由が丘１－２－４	1000万円
令８不保98	株式会社イール	兵庫県知事(1)12701	代表取締役 楠井富美雄	兵庫県神戸市灘区備後町４－１－２	1000万円
令８不保99	モリモトハウジング	奈良県知事(8)2753	森本勝弘	奈良県大和高田市土庫３―332	1000万円
令８不保100	紀北開発株式会社	和歌山県知事(1)3955	代表取締役 山本義行	和歌山県岩出市岡田195	1000万円
令８不保101	有限会社みどりシステム	岡山県知事(1)6045	代表取締役 中原聡子	岡山県岡山市北区磨屋町10―５－２	1000万円
令８不保102	有限会社一会	広島県知事(8)7134	取締役 小林實	広島県広島市西区小河内町２―25―２	1000万円
令８不保103	株式会社ビーディーエム	広島県知事(3)10151	代表取締役 渡部一夫	広島県広島市南区堀越３―23―15	1000万円
令８不保104	株式会社シンテックコーポレーション	広島県知事(1)11430	代表取締役 新宅景子	広島県広島市東区牛田本町１－３－２	1000万円
令８不保105	株式会社ＡｐｉｓＯｐｅｒａｒｉｕｓ	広島県知事(1)11355	代表取締役 渡邊優也	広島県広島市中区流川町４－８	1000万円
令８不保106	合同会社カズ	山口県知事(2)3606	代表社員 津本和浩	山口県防府市大字新田773―１	1000万円
令８不保107	Ｏ’Ｂｒｅｅ株式会社	香川県知事(2)4329	代表取締役 オブリー裕美子	香川県観音寺市港町１－６―17	1000万円
令８不保108	きのしたアセットマネジメント合同会社	愛媛県知事(1)5827	代表社員 木下盛人	愛媛県松山市北井門５―25―21	1000万円
令８不保109	グラムハウス株式会社	福岡県知事(3)17984	代表取締役 岡本公平	福岡県行橋市西泉１―４―74	1000万円
令８不保110	株式会社ホージョー	福岡県知事(1)19764	代表取締役 王宏宇	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2924―17	1000万円
令８不保111	移住サポート不動産株式会社	福岡県知事(1)20286	代表取締役 小柳正幸	福岡県福岡市中央区六本松２－３―21	1000万円
令８不保112	株式会社新成工務店	佐賀県知事(1)2666	代表取締役 小森進ノ介	佐賀県佐賀市高木瀬東２－４―13	1000万円
令８不保113	有限会社せれくと	大分県知事(1)3556	取締役 木元秀典	大分県大分市三川新町２－２－９	1000万円
令８不保114	株式会社ＴＦＭ	宮崎県知事(2)4817	代表取締役 上野孝昌	宮崎県宮崎市花山手東３―18―１	1000万円
令８不保115	としちゃん不動産	鹿児島県知事(1)6390	山下俊之	鹿児島県霧島市国分山下町11―18	1000万円

第１期決算公告　令和８年１月31日
東京都中央区八重洲２丁目１番１号
ＹＡＮＭＡＲ・ＴＯＫＹＯ12階
あいどな株式会社
代表取締役　岩本　晃一
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,395
	固定資産	836
	資産合計	2,230
負純資債及産のび部	流動負債	16,139
	負債合計	16,139
	株主資本	△ 13,909
	資本金	100
	利益剰余金	△ 14,009
	その他利益剰余金	△ 14,009
	（うち当期純損失）	（14,009）
	純資産合計	△ 13,909
	負債・純資産合計	2,230

第５期決算公告　令和８年４月７日
東京都中央区日本橋二丁目３番４号
フェローテック・パワーセミコンダクター株式会社
代表取締役　妹尾　聡
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,221,700
	固定資産	30,297
	資産合計	1,251,998
負純資債及産のび部	流動負債	694,852
	賞与引当金	1,988
	株主資本	557,145
	資本金	100,000
	利益剰余金	457,145
	その他利益剰余金	457,145
	（うち当期純利益）	（123,531）
	負債・純資産合計	1,251,998

第80期決算公告　令和８年１月21日
東京都板橋区若木２丁目32番８号
株式会社東京ポリエチレン印刷社
代表取締役社長　千田　敦
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,838,708
	固定資産	994,018
	合計	2,832,726
負純資債及産のび部	流動負債	1,126,389
	固定負債	232,286
	株主資本	1,474,051
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,521,411
	利益準備金	12,800
	その他利益剰余金	1,508,611
	（うち当期純利益）	（178,579）
	自己株式	△97,360
	合計	2,832,726

決　算　公　告
令和８年４月７日
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町1500番地
ＭａｄｇｅＴｅｃｈ　Ａｓｉａ株式会社
代表取締役　ノーマン・カールソン
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	392,290
	資産合計	392,290
負純資債及産のび部	流動負債	6,281,412
	負債合計	6,281,412
	株主資本	△5,889,122
	資本金	10,000
	利益剰余金	△5,899,122
	その他利益剰余金	△5,899,122
	（うち当期純損失）	（5,886,822）
	純資産合計	△5,889,122
	負債・純資産合計	392,290

第40期決算公告　令和８年１月13日
神奈川県相模原市中央区小山一丁目15番38号
株式会社オーピーシー
代表取締役社長　前川　正史
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,310
	固定資産	664
	繰延資産	4
	合計	1,978
負純資債及産のび部	流動負債	507
	固定負債	159
	株主資本	1,311
	資本金	160
	利益剰余金	1,151
	利益準備金	42
	その他利益剰余金	1,109
	（うち当期純利益）	（44）
	合計	1,978

第１期決算公告
令和８年４月７日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
株式会社リメディカ
代表取締役　髙田　裕正
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,788
	固定資産	28,367
	合計	55,156
負純資債及産のび部	流動負債	30,999
	株主資本	24,157
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△5,842
	その他利益剰余金	△5,842
	（うち当期純損失）	（5,842）
	合計	55,156

第42期決算公告　令和８年４月７日
愛媛県新居浜市萩生字河ノ北129番地の１
河之北開発株式会社
代表取締役　山田　昌義
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	71,008
	固定資産	1,211,929
	合計	1,282,937
負純資債及産のび部	流動負債	179,149
	固定負債	5,282,030
	（うち引当金）	（39,480）
	株主資本	△4,178,243
	資本金	100,000
	利益剰余金	△4,278,243
	その他利益剰余金	△4,278,243
	（うち当期純損失）	（36,857）
	合計	1,282,937

第４期決算公告　令和８年３月26日
香川県丸亀市土器町東八丁目537番地１
四国化成コーポレートサービス株式会社
代表取締役社長　安藤　慶明
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	669
	固定資産	468
	合計	1,138
負純資債及産のび部	流動負債	427
	（うち賞与引当金）	（37）
	株主資本	710
	資本金	100
	資本剰余金	529
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	429
	利益剰余金	80
	その他利益剰余金	80
	（うち当期純利益）	（45）
	合計	1,138

第41期決算公告
令和８年４月７日
徳島県鳴門市瀬戸町明神字板屋島120番１
大塚テクノ株式会社
代表取締役　日下　健一
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,774,585
	固定資産	6,391,101
	合計	13,165,687
負純資債及産のび部	流動負債	3,429,942
	固定負債	251,579
	株主資本	9,484,165
	資本金	40,000
	利益剰余金	9,444,165
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	9,434,165
	（うち当期純利益）	（818,663）
	合計	13,165,687

第３期決算公告
令和８年４月７日
東京都千代田区大手町一丁目９番７号大手町フィナンシャルシティサウスタワー５階
一般社団法人IFRS Foundation アジア・オセアニア
代表理事　鵜飼　千恵
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,690
	固定資産	37,427
	合計	84,117
負純資債及産のび部	流動負債	9,977
	固定負債	63,352
	負債合計	73,330
	基金	10,787
	純資産合計	10,787
	合計	84,117

第41期決算公告　令和８年４月７日
大分県別府市餅ケ浜町10番８号
株式会社別大興産
代表取締役社長　伊勢戸啓司
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,618,219
	固定資産	2,684,225
	繰延資産	624
	資産合計	5,303,068
負純資債及産のび部	流動負債	1,491,063
	株主資本	3,812,005
	資本金	10,000
	資本剰余金	255,147
	その他資本剰余金	255,147
	利益剰余金	3,546,858
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,544,358
	（うち当期純利益）	（202,256）
	負債・純資産合計	5,303,068

第19期決算公告
令和８年４月７日
福岡県福岡市博多区博多駅東１丁目１―33はかた近代ビル４Ｆ
Ｄｉｐｒｏ株式会社
代表取締役　古荘　瑞基
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	71,462
	固定資産	38,372
	資産合計	109,835
負純資債及産のび部	流動負債	17,214
	固定負債	725
	株主資本	91,896
	資本金	10,000
	利益剰余金	81,896
	利益準備金	2,500
	繰越利益剰余金	79,396
	（うち当期純利益）	（62）
	負債・純資産合計	109,835

第67期決算公告　2026年３月31日
東京都江東区亀戸二丁目25番14号
京阪亀戸ビル
株式会社Japan Business Partner
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	224,774
	固定資産	94,672
	資産合計	319,446
負純資産及び債のび部	流動負債	119,930
	固定負債	3,140
	株主資本	196,376
	資本金	30,000
	資本剰余金	384
	その他資本剰余金	384
	利益剰余金	165,992
	利益準備金	13,511
	その他利益剰余金	152,481
	（うち当期純利益）	(448)
	負債・純資産合計	319,446

第27期決算公告　2026年３月31日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅタワー
株式会社InfoDeliver
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	448,286
	固定資産	906,125
	資産合計	1,354,412
負純資産及び債のび部	流動負債	609,589
	固定負債	228,443
	株主資本	516,378
	資本金	491,500
	利益剰余金	171,186
	利益準備金	10,955
	その他利益剰余金	160,230
	（うち当期純損失）	(87,613)
	自己株式	△146,307
	負債・純資産合計	1,354,412

第20期決算公告　2026年３月31日
札幌市中央区南一条西十丁目４番地156
大通ホワイトビル４階
株式会社Youzan Japan
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,095
	固定資産	0
	資産合計	17,095
負純資産及び債のび部	流動負債	9,054
	株主資本	8,040
	資本金	237,376
	資本剰余金	126,609
	資本準備金	126,609
	利益剰余金	△355,945
	その他利益剰余金	△355,945
	（うち当期純損失）	(19,488)
	負債・純資産合計	17,095

第44期決算公告　令和８年４月７日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番５号
リンクスクエア新宿８階
モメンティブ・テクノロジーズ・山形株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	9,754
	固定資産	3,204
	合計	12,958
負純資産及び債のび部	流動負債	1,959
	固定負債	187
	株主資本	10,811
	資本金	100
	資本剰余金	2,878
	その他資本剰余金	2,878
	利益剰余金	7,833
	その他利益剰余金	7,833
	（うち当期純利益）	(3,883)
	合計	12,958

第７期決算公告　令和８年４月７日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番５号
リンクスクエア新宿８階
モメンティブ・テクノロジーズ・ジャパン株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,472
	固定資産	1,610
	合計	4,082
負純資産及び債のび部	流動負債	1,406
	固定負債	80
	株主資本	2,596
	資本金	30
	資本剰余金	1,811
	その他資本剰余金	1,811
	利益剰余金	755
	その他利益剰余金	755
	（うち当期純利益）	(77)
	合計	4,082

第13期決算公告　2026年３月31日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅタワー
株式会社IngDan Japan
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	238,171
	固定資産	21,000
	資産合計	259,171
負純資産及び債のび部	流動負債	256,026
	固定負債	0
	株主資本	3,144
	資本金	49,600
	資本剰余金	19,434
	資本準備金	19,434
	利益剰余金	△65,890
	その他利益剰余金	△65,890
	（うち当期純利益）	(12,976)
	負債・純資産合計	259,171

第30期決算公告　令和８年２月12日
東京都港区六本木六丁目10番１号
株式会社コミュニティメディカル
代表取締役　竹中　孝行
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	855,274
	固定資産	738,044
	資産合計	1,593,318
負純資産及び債のび部	流動負債	556,150
	賞与引当金	1,130
	固定負債	990,954
	株主資本	46,214
	資本金	1,000
	資本剰余金	5,500
	その他資本剰余金	5,500
	利益剰余金	39,714
	その他利益剰余金	39,714
	（うち当期純損失）	(28,351)
	負債・純資産合計	1,593,318

第３期決算公告
令和８年４月７日
東京都千代田区内幸町１－３－３
内幸町ダイビル
株式会社マーキュリアアドバイザリー
代表取締役　深井　聡明
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	595,970,186
	資産合計	595,970,186
負純資産及び債のび部	流動負債	589,389,717
	負債合計	589,389,717
	株主資本	6,580,469
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	1,580,469
	その他利益剰余金	1,580,469
	（うち当期純損失）	(3,149,107)
	純資産合計	6,580,469
	負債・純資産合計	595,970,186

第６期決算公告
令和８年４月７日
東京都港区南青山二丁目11番17号
デジタメ株式会社
代表取締役　大橋　浩平
貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	205,216
	固定資産	7,340
	資産合計	212,557
負純資産及び債のび部	流動負債	26,026
	固定負債	142,467
	株主資本	44,063
	資本金	50,000
	利益剰余金	△625
	その他利益剰余金	△625
	（うち当期純損失）	(4,234)
	負債・純資産合計	212,557

第３期決算公告　令和８年４月７日
東京都港区台場二丁目３番２号
株式会社ジェイルート
代表取締役　谷本　勲
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,488
	固定資産	9,640
	繰延資産	223
	合計	100,352
負純資産及び債のび部	流動負債	38,646
	固定負債	33,209
	株主資本	28,496
	資本金	9,000
	資本剰余金	9,000
	資本準備金	9,000
	利益剰余金	10,496
	その他利益剰余金	10,496
	（うち当期純損失）	(135)
	合計	100,352

第２期決算公告　令和８年４月７日
東京都港区台場二丁目３番２号
株式会社ＭＨデザイン
代表取締役　伊奈　和久
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,238
	合計	25,238
負純資産及び債のび部	流動負債	6,073
	株主資本	19,164
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	14,164
	その他利益剰余金	14,164
	（うち当期純利益）	(11,509)
	合計	25,238

第４期決算公告　令和８年４月７日
東京都港区台場二丁目３番２号
株式会社ポルテック
代表取締役　入山　史隆
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,106
	固定資産	34,879
	合計	64,985
負純資産及び債のび部	流動負債	28,610
	固定負債	124,150
	株主資本	△87,774
	資本金	9,000
	資本剰余金	9,000
	資本準備金	9,000
	利益剰余金	△105,774
	その他利益剰余金	△105,774
	（うち当期純損失）	(3,891)
	合計	64,985

第２期決算公告

令和８年４月７日
東京都港区芝５―19―６
株式会社ＣＲＡＦＴＥＤ　ＪＡＰＡＮ

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,731
	固定資産	30,334
	繰延資産	18,713
	資産合計	**139,778**
負純資債及産のび部	流動負債	15,596
	固定負債	26,736
	株主資本	97,445
	資本金	34,000
	新株式申込証拠金	43,533
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△5,087
	その他利益剰余金	△5,087
	（うち当期純利益）	（2,843）
	負債・純資産合計	**139,778**

第 25 期 決 算 公 告

令和８年４月７日
愛媛県松山市馬木町700番地
株式会社ＩＳＥＫＩ　Ｍ＆Ｄ
代表取締役社長　酒井　正弘

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,633	流動負債	24,838
固定資産	8,454	（賞与引当金）	（63）
有形固定資産	6,908	（事業構造改革引当金）	（676）
無形固定資産	19	固定負債	3,222
投資その他の資産	1,526	（退職給付引当金）	（1,298）
		株主資本	1,026
		資本金	90
		資本剰余金	4,110
		利益剰余金	△3,173
		利益準備金	27
		その他利益剰余金	△3,200
資産合計	**29,088**	**負債・純資産合計**	**29,088**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	35,908
売上原価	36,149
売上総損失	240
販売費及び一般管理費	1,168
営業損失	1,408
営業外収益	137
営業外費用	200
経常損失	1,472
特別利益	860
特別損失	338
税引前当期純損失	950
法人税、住民税及び事業税	△562
法人税等調整額	57
当期純損失	445

第 66 期 決 算 公 告

令和８年４月７日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
日本真空光学株式会社
代表取締役　和田　賢憲

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,724,454
	固定資産	642,331
	資産合計	**3,366,786**
負純資債及産のび部	流動負債	308,944
	固定負債	61,524
	株主資本	2,996,316
	資本金	210,000
	利益剰余金	2,786,316
	利益準備金	37,150
	その他利益剰余金	2,749,166
	（うち当期純利益）	（72,390）
	負債・純資産合計	**3,366,786**

第 64 期 決 算 公 告

2026年２月27日
千葉県流山市名都借996番地
株式会社フクダ産業
代表取締役　福田　力也

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,537	流動負債	4,184
固定資産	770	固定負債	268
繰延資産	34	**負債合計**	**4,452**
		株主資本	1,889
		資本金	90
		利益剰余金	1,810
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	1,787
		自己株式	△11
		純資産合計	**1,889**
資産合計	**6,341**	**負債・純資産合計**	**6,341**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,860
売上原価	7,515
売上総利益	1,345
販売費及び一般管理費	1,127
営業利益	218
営業外収益	414
営業外費用	328
経常利益	304
特別損失	1
税引前当期純利益	303
法人税、住民税及び事業税	210
当期純利益	93

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月７日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
山王パークタワー
伊利日本投資創造研究開発株式会社
代表取締役　何　剣

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	334,180,506
	固定資産	18,602,568
	合計	**352,783,074**
負純資債及産のび部	流動負債	226,349,225
	株主資本	126,433,849
	資本金	70,000,000
	利益剰余金	56,433,849
	その他利益剰余金	56,433,849
	（うち当期純利益）	（21,163,475）
	合計	**352,783,074**

第 41 期 決 算 公 告

令和８年３月26日
山口県防府市佐波１丁目13番１号
株式会社ＹＫプランニング
代表取締役　岡本　辰徳

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	209,114	流動負債	84,505
固定資産	246,859	固定負債	257,840
		負債合計	**342,345**
		株主資本	113,628
		資本金	30,000
		資本剰余金	10,015
		資本準備金	10,015
		利益剰余金	73,613
		その他利益剰余金	73,613
		純資産合計	**113,628**
資産合計	**455,973**	**負債・純資産合計**	**455,973**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	475,481
売上原価	83,619
売上総利益	391,861
販売費及び一般管理費	411,132
営業損失	19,271
営業外収益	6,090
営業外費用	1,050
経常損失	14,230
特別損失	0
税引前当期純損失	14,230
法人税、住民税及び事業税	322
当期純損失	14,553

第 39 期決算公告

令和８年２月12日
神奈川県川崎市中原区新城二丁目５番９号
株式会社新城ファーマシー
代表取締役　竹中　孝行

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	117,146
	固定資産	15,594
	資産合計	**132,741**
負純資債及産のび部	流動負債	52,521
	固定負債	70,000
	株主資本	10,219
	資本金	10,000
	利益剰余金	219
	その他利益剰余金	219
	（うち当期純損失）	（52,146）
	負債・純資産合計	**132,741**

第 10 期決算公告

令和８年４月７日
札幌市北区屯田七条九丁目７番17号
ＩＲＧホールディングス株式会社
代表取締役　森田　宣広

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,362
	合計	**10,362**
負純資債及産のび部	流動負債	1,387
	株主資本	8,974
	資本金	35,000
	利益剰余金	△26,025
	その他利益剰余金	△26,025
	（うち当期純損失）	（25,365）
	合計	**10,362**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千四百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。但し、減少する全額を資本準備金といたします。

株主総会の決議は、令和八年二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日
札幌市北区屯田七条九丁目七番一七号
ＩＲＧホールディングス株式会社
代表取締役　森田　宣広

決　算　公　告

令和８年４月７日
東京都渋谷区恵比寿一丁目13番10号
株式会社エスオーエスファクトリー
代表取締役　吉田　佳澄

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,981
	固定資産	1,731
	資産合計	31,712
負純資産の債及び部	流動負債	32,001
	固定負債	22,852
	株主資本	△23,141
	資本金	17,000
	利益剰余金	△37,741
	利益準備金	130
	その他利益剰余金	△37,871
	（うち当期純利益）	(1,359)
	自己株式	△2,400
	負債・純資産合計	31,712

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四四〇〇万円減少し一七〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月八日であり、株主総会の決議は、令和八年三月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月七日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一三番一〇号
株式会社エスオーエスファクトリー
代表取締役　吉田　佳澄

第 74 期 決 算 公 告

令和８年４月７日
大阪市中央区北浜二丁目１番３号
株式会社清友興産
（旧商号　株式会社北浜清友会館）
代表取締役　谷口　晶宏

貸借対照表の要旨
（令和７年３月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	256
	固定資産	259
	合計	516
負純資産の債及び部	流動負債	82
	固定負債	369
	株主資本	64
	資本金	10
	利益剰余金	54
	その他利益剰余金	54
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	516

第 12 期 決 算 公 告

令和８年４月７日
東京都千代田区鍛冶町一丁目３番１号
株式会社ジーフォース
代表取締役　櫻井　英世

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	290,637
	固定資産	321,653
	資産合計	612,291
負純資産の債及び部	流動負債	203,701
	固定負債	175,793
	株主資本	232,796
	資本金	100,000
	利益剰余金	132,796
	その他利益剰余金	132,796
	（うち当期純利益）	(5,800)
	負債・純資産合計	612,291

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日
東京都千代田区鍛冶町一丁目三番一号
株式会社ジーフォース
代表取締役　櫻井　英世

第55期決算公告

令和８年４月７日
神戸市東灘区魚崎南町３丁目1079番地の２
株式会社スミフルプロセスネットワーク
代表取締役　渋谷　竜一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,327
	固定資産	1,587
	合計	3,914
負純資産の債及び部	流動負債	1,202
	固定負債	1,025
	株主資本	1,687
	資本金	268
	資本剰余金	193
	資本準備金	193
	利益剰余金	1,226
	利益準備金	55
	その他利益剰余金	1,171
	（うち当期純利益）	(161)
	合計	3,914

第 32 期 決 算 公 告

令和８年４月７日
長野県上田市下塩尻817番地２
株式会社アドバン
代表取締役　田中　博幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	137,139
	固定資産	30,854
	繰延資産	925
	資産合計	168,918
負純資産の債及び部	流動負債	28,979
	固定負債	45,986
	株主資本	93,952
	資本金	10,000
	利益剰余金	83,952
	その他利益剰余金	83,952
	（うち当期純利益）	(15,695)
	負債・純資産合計	168,918

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アドバンアネックス（住所長野県上田市上野三〇八番地三四）に対して当社のヴィラ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日
長野県上田市下塩尻八一七番地二
株式会社アドバン
代表取締役　田中　博幸

第3期決算公告

令和８年３月30日
熊本県菊池郡大津町杉水2985番地１
フェローテックテクノロジーデベロップメントジャパン株式会社
代表取締役　賀　賢漢

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	141,310
	固定資産	874,391
	合計	1,015,702
負純資産の債及び部	流動負債	291,624
	株主資本	724,077
	資本金	490,000
	資本剰余金	490,000
	資本準備金	490,000
	利益剰余金	△255,922
	その他利益剰余金	△255,922
	（うち当期純損失）	(247,826)
	合計	1,015,702

第 14 期 決 算 公 告

令和８年４月７日
大阪市北区長柄中三丁目13番10号
崇誠株式会社
代表取締役　田　慶誠

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,679
	固定資産	23,720
	合計	120,400
負純資産の債及び部	流動負債	371,618
	株主資本	△ 251,217
	資本金	30,985
	資本剰余金	19,000
	資本準備金	19,000
	利益剰余金	△ 301,202
	その他利益剰余金	△ 301,202
	（うち当期純利益）	(8,567)
	合計	120,400

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千三百九十万七千六百四十八円、資本準備金の額を一億二千六百九十二万二千百四十七円減少し、それぞれ九千五百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日
大阪市北区長柄中三丁目一三番一〇号
崇誠株式会社
代表取締役　田　慶誠

第 2 期 決 算 公 告

令和８年４月７日
京都市山科区大宅山田町34番地
一般財団法人
中央アジア高等教育奨学金財団
代表理事　小見山幸治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,119
	固定資産	—
	合計	11,119
負味財及産びの正部	流動負債	82
	固定負債	—
	負債合計	82
	基金	—
	指定正味財産	—
	一般正味財産	11,037
	正味財産合計	11,037
	合計	11,119

第４期決算公告

令和８年３月26日

香川県丸亀市土器町東八丁目537番地１

四国化成建材株式会社

代表取締役社長　眞鍋　宣訓

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,766
	固定資産	3,526
	資産合計	**16,293**
負債及び純資産の部	流動負債	6,008
	賞与引当金	264
	その他	5,744
	固定負債	480
	退職給付引当金	72
	その他	408
	負債合計	**6,488**
	株主資本	9,739
	資本金	300
	資本剰余金	8,608
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	8,508
	利益剰余金	831
	その他利益剰余金	831
	（うち当期純利益）	(201)
	評価・換算差額等	65
	土地再評価差額金	65
	純資産合計	**9,804**
	負債・純資産合計	**16,293**

決　算　公　告

令和８年４月７日

大阪府豊中市豊南町東三丁目８番２号

株式会社ネクスト

代表取締役　岡野　繁樹

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,332,438
	固定資産	1
	合計	**4,332,439**
負債及び純資産の部	流動負債	1,157,667
	固定負債	268,288
	株主資本	2,906,484
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△27,093,516
	その他利益剰余金	△27,093,516
	（うち当期純損失）	(314,464)
	合計	**4,332,439**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月八日であり、株主総会の決議は、令和八年四月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日

大阪府豊中市豊南町東三丁目八番二号

株式会社ネクスト

代表取締役　岡野　繁樹

第38期決算公告　令和８年４月７日

和歌山県和歌山市川辺725番地の１

安田興産株式会社

代表取締役　安田　英雄

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,573
	固定資産	6,208
	資産合計	**7,782**
負債及び純資産の部	流動負債	78
	固定負債	54
	株主資本	7,648
	資本金	10
	資本剰余金	7,265
	資本準備金	7,265
	利益剰余金	373
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	370
	（うち当期純利益）	(30)
	負債・純資産合計	**7,782**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七十二億五千五百六十万二千八百五十円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日

和歌山県和歌山市川辺七二五番地の一

安田興産株式会社

代表取締役　安田　英雄

第４期決算公告

令和８年３月26日

香川県丸亀市土器町東八丁目537番地１

四国化成工業株式会社

代表取締役社長　濱﨑　誠

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,927
	固定資産	23,129
	資産合計	**63,056**
負債及び純資産の部	流動負債	11,076
	賞与引当金	391
	その他	10,685
	固定負債	1,149
	負債合計	**12,226**
	株主資本	48,810
	資本金	300
	資本剰余金	33,896
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	33,796
	利益剰余金	14,614
	その他利益剰余金	14,614
	（うち当期純利益）	(8,106)
	評価・換算差額等	2,019
	土地再評価差額金	2,019
	純資産合計	**50,830**
	負債・純資産合計	**63,056**

第78期決算公告　令和８年４月７日

福岡市博多区井相田一丁目７番２号

近藤金属工業株式会社

代表取締役　近藤　慶治

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	361,149
	固定資産	929,591
	資産合計	**1,290,741**
負債及び純資産の部	流動負債	394,788
	固定負債	552,192
	株主資本	343,760
	資本金	15,000
	利益剰余金	345,268
	利益準備金	4,900
	その他利益剰余金	340,368
	（うち当期純利益）	(5,041)
	自己株式	△16,507
	負債・純資産合計	**1,290,741**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するインターライン株式会社（住所福岡県糸島市志摩久家五一〇番地七）に対して当社の福岡中央区薬院における不動産業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日

福岡市博多区井相田一丁目七番二号

近藤金属工業株式会社

代表取締役　近藤　慶治

第19期決算公告

令和８年４月７日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号

Lumina II特定目的会社

取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨（令和７年12月22日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	12,571	流動負債	2,959
流動資産	257	固定負債	9,190
信託預金	257	**負債合計**	**12,149**
固定資産	12,314	社員資本	656
信託建物	6,238	特定資本金	415
信託建物附属設備	1,533	優先資本金	922
信託構築物	56	剰余金	△681
信託工具器具備品	79	当期未処理損失	681
信託土地	4,405		
その他の資産	234		
流動資産	160		
繰延資産	74	**純資産合計**	**656**
資産合計	**12,806**	**負債・純資産合計**	**12,806**

損益計算書の要旨

（自　令和７年10月１日　至　令和７年12月22日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	157
営業費用	199
営業損失	41
経常損失	41
税引前当期純損失	41
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	41

第１期決算公告

令和８年４月７日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Medable Japan株式会社
代表取締役　ミン・ホー・パク

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,024,483
	資産合計	11,024,483
負純資産の債及び部	流動負債	1,034,483
	株主資本	9,990,000
	資本金	9,990,000
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	11,024,483

第18期決算公告

令和８年４月７日
福島県郡山市神明町14番21号
株式会社イオ
代表取締役　鄭　順福

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,928
	固定資産	183,161
	合計	194,090
負純資産の債及び部	流動負債	79,397
	固定負債	10,000
	株主資本	104,692
	資本金	5,000
	利益剰余金	99,692
	その他利益剰余金	99,692
	（うち当期純利益）	(7,009)
	合計	194,090

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
左記のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月七日
福島県郡山市神明町一四番二一号
（甲）株式会社イオ
代表取締役　鄭　順福
福島県南会津郡南会津町田島字東荒井五一番地
（乙）有限会社キムラ商事
取締役　黄　聖喜

第１期決算公告

令和８年４月７日
札幌市東区中沼町66番249
株式会社プライムホールディングス
代表取締役　會田　史門

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,765
	固定資産	162,546
	合計	172,312
負純資産の債及び部	流動負債	10,019
	株主資本	162,292
	資本金	10,000
	資本剰余金	152,546
	その他資本剰余金	152,546
	利益剰余金	△253
	その他利益剰余金	△253
	（うち当期純損失）	(253)
	合計	172,312

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の賃貸不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日
札幌市東区中沼町六六番二四九
（甲）株式会社プライムホールディングス
代表取締役　會田　史門
札幌市東区中沼町六六番二四九
（乙）株式会社プライム
代表取締役　會田　史門

第９期決算公告

令和８年４月７日
東京都港区赤坂九丁目７－１－18Ｆ
株式会社ホッペオンライン薬局システム
代表取締役　新関　一成

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	540,244
	固定資産	302,697
	合計	842,941
負純資産の債及び部	流動負債	707,328
	固定負債	285,403
	株主資本	△149,790
	資本金	1,000
	資本剰余金	18,980
	資本準備金	18,980
	利益剰余金	△169,770
	その他利益剰余金	△169,770
	（うち当期純利益）	(235,614)
	合計	842,941

第22期決算公告

令和８年４月７日
東京都港区赤坂九丁目７－１－18Ｆ
株式会社新成堂ホールディングス
代表取締役　新関　一成

貸借対照表の要旨（令和７年12月24日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	938,620
	固定資産	1,673,147
	繰延資産	846
	合計	2,612,615
負純資産の債及び部	流動負債	25,974
	固定負債	193,339
	株主資本	2,393,301
	資本金	12,000
	資本剰余金	3,010,884
	資本準備金	3,010,884
	利益剰余金	△629,582
	その他利益剰余金	△629,582
	（うち当期純利益）	(159,303)
	合計	2,612,615

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日
東京都港区赤坂九丁目七－一－一八Ｆ
（甲）株式会社新成堂ホールディングス
代表取締役　新関　一成
東京都港区赤坂九丁目七－一－一八Ｆ
（乙）株式会社ホッペオンライン薬局システム
代表取締役　新関　一成

第４期決算公告

令和８年４月７日
京都市中京区一之船入町537―31
リベルタス御池506
株式会社ＳＵＭＭＯＮ
代表取締役　荻原　宏章

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,828
	固定資産	—
	合計	23,828
負純資産の債及び部	流動負債	35
	固定負債	287
	株主資本	19,505
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,505
	その他利益剰余金	9,505
	（うち当期純利益）	(2,325)
	新株予約権	4,000
	合計	23,828

第７期決算公告

令和８年４月７日
京都市中京区一之船入町537―31
リベルタス御池506
株式会社ｂｅｔａｓｐａｃｅ
代表取締役　荻原　宏章

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	88,388
	固定資産	58,560
	繰延資産	810
	合計	147,758
負純資産の債及び部	流動負債	20,357
	固定負債	63,505
	株主資本	63,895
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,895
	その他利益剰余金	53,895
	（うち当期純利益）	(9,696)
	合計	147,758

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日
京都市中京区一之船入町五三七―三一
リベルタス御池五〇六
（甲）株式会社ｂｅｔａｓｐａｃｅ
代表取締役　荻原　宏章
京都市中京区一之船入町五三七―三一
リベルタス御池五〇六
（乙）株式会社ＳＵＭＭＯＮ
代表取締役　荻原　宏章

第11期決算公告

令和８年４月７日
札幌市東区中沼町66番249
株式会社プライム
代表取締役　會田　史門

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	456,224
	固定資産	700,893
	繰延資産	3,678
	合計	1,160,796
負純資産の債及び部	流動負債	312,154
	固定負債	664,161
	株主資本	184,479
	資本金	30,000
	利益剰余金	154,479
	利益準備金	2,513
	その他利益剰余金	151,966
	（うち当期純利益）	(21,933)
	合計	1,160,796

第 40 期 決 算 公 告

令和８年３月23日　東京都港区芝浦二丁目12番10号

トークシステム株式会社

代表取締役社長　林田　哲也

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,407,563,683	流動負債	3,284,525,669
固定資産	403,307,589	賞与引当金	41,399,000
有形固定資産	35,728,301	固定負債	197,635,800
無形固定資産	22,259,163	退職給付引当金	186,535,800
投資その他の資産	345,320,125	株主資本	2,292,256,460
		資本金	400,000,000
		利益剰余金	1,892,256,460
		利益準備金	26,400,000
		その他利益剰余金	1,733,802,930
		当期利益	132,053,530
		評価・換算差額等	36,453,343
		その他有価証券評価差額金	36,453,343
資産合計	5,810,871,272	負債・純資産合計	5,810,871,272

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月７日

神奈川県川崎市川崎区田町三丁目５番６号

八弘綱油株式会社

代表取締役　柳井慎一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	457,853	流動負債	214,429
固定資産	13,192	（賞与引当金）	(2,875)
		固定負債	27,463
		（退職給与引当金）	(27,463)
		株主資本	229,152
		資本金	12,000
		資本剰余金	80,880
		資本準備金	12,000
		その他資本剰余金	68,880
		利益剰余金	136,272
		その他利益剰余金	136,272
		（うち当期純利益）	(39,332)
資産合計	471,046	負債・純資産合計	471,046

第 9 期 決 算 公 告

令和８年３月26日

宮崎県宮崎市高岡町高浜1495番地63

宮崎日機装株式会社

代表取締役　竹田　浩之

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,727	流動負債	4,678
固定資産	11,383	（うち賞与引当金）	(178)
有形固定資産	10,603	固定負債	12,083
無形固定資産	10	負債合計	16,762
投資その他の資産	769	株主資本	348
		資本金	100
		利益剰余金	248
		その他利益剰余金	248
		（うち当期純利益）	(976)
		純資産合計	348
資産合計	17,110	負債・純資産合計	17,110

第 8 期 決 算 公 告

令和８年４月７日

神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目９番32号

ボッシュグローバルソフトウェアテクノロジーズ株式会社

代表取締役　サワイカー・ギリシュ・ヴィナーヤク

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	512,085	流動負債	730,810
固定資産	71,085	株主資本	△147,640
		資本金	12,500
		資本剰余金	12,500
		資本準備金	12,500
		利益剰余金	△172,640
		その他利益剰余金	△172,640
		（うち当期純利益）	(246,767)
合計	583,170	合計	583,170

第 83 期 決 算 公 告

令和８年３月13日　東京都中央区日本橋一丁目４番１号 日本橋一丁目ビルディング

ユーディーエックス特定目的会社

取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	2,657
固定資産	53,503	１年内償還予定社債	1,200
建物	19,634	固定負債	46,799
土地	33,773		
建物仮勘定	78		
特定資産の部合計	53,503	負債合計	49,456
その他の資産の部		社員資本	15,625
流動資産	11,494	特定資本金	0
固定資産	85	優先資本金	14,100
		剰余金	1,525
		当期未処分利益	1,525
その他の資産の部合計	11,579	純資産合計	15,625
資産合計	65,082	負債・純資産合計	65,082

損益計算書の要旨

（自　令和７年10月１日 至　令和７年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	0	税引前当期純利益	1,526
営業費用	1,304	法人税、住民税及び事業税	0
営業利益	1,523	法人税等調整額	0
経常利益	1,526	当期純利益	1,525

第 102 期 決 算 公 告

令和８年３月17日　長野県上田市踏入二丁目10番19号

上田日本無線株式会社

代表取締役社長　市川　政宏

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,281	流動負債	1,740
固定資産	4,039	賞与引当金	28
有形固定資産	3,100	製品保証引当金	31
無形固定資産	102	受注損失引当金	35
投資その他の資産	837	その他	1,645
		固定負債	2,172
		退職給付引当金	2,172
		株主資本	6,407
		資本金	700
		資本剰余金	319
		資本準備金	319
		利益剰余金	5,387
		利益準備金	128
		その他利益剰余金	5,259
資産合計	10,321	負債・純資産合計	10,321

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日 至　令和７年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	10,264	経常損失	36
売上原価	9,309	特別損失	421
売上総利益	955	税引前当期純損失	458
販売費及び一般管理費	1,120	法人税、住民税及び事業税	△ 403
営業損失	164	法人税等調整額	215
営業外収益	137	当期純損失	270
営業外費用	9		

決算公告

令和８年４月７日

東京都新宿区北新宿４―19―３

株式会社Ｆ．Ｂ

代表取締役　徐　　奉主

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	138,629
	固定資産	17,075
	繰延資産	125
	資産合計	**155,830**
負純資産及び部	流動負債	26,421
	固定負債	62,359
	株主資本	67,050
	資本金	5,000
	利益剰余金	62,050
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	57,050
	（うち当期純利益）	(13,103)
	負債・純資産合計	**155,830**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月七日

東京都新宿区北新宿四―一九―三

代表取締役　徐　　奉主

(甲)株式会社Ｆ．Ｂ

東京都新宿区北新宿四―一九―三

代表社員　徐　　奉主

(乙)合同会社Ｆ＆Ｂ

第８期決算公告

令和８年４月７日

東京都港区六本木一丁目４番５号

アークヒルズサウスタワー16階

株式会社ＧＡＭＥＰＬＥＸ

代表取締役　金　　泰洙

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	129,028
	固定資産	14,794
	合計	**143,822**
負純資産及び部	流動負債	158,785
	固定負債	512,125
	株主資本	△527,088
	資本金	151,500
	資本剰余金	141,500
	資本準備金	141,500
	利益剰余金	△820,088
	その他利益剰余金	△820,088
	（うち当期純損失）	(154,069)
	合計	**143,822**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千一百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十一日であり、株主総会の決議は令和八年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月七日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー十六階

株式会社ＧＡＭＥＰＬＥＸ

代表取締役　金　　泰洙

第31期決算公告

令和８年４月７日

長崎県南島原市深江町丁2381番地２

株式会社健康堂

代表取締役　桧和田洋一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	562,424
	固定資産	552,873
	合計	**1,115,297**
負純資産及び部	流動負債	238,568
	固定負債	29,011
	株主資本	847,718
	資本金	3,000
	資本剰余金	352,544
	その他資本剰余金	352,544
	利益剰余金	492,174
	利益準備金	1,100
	その他利益剰余金	491,074
	（うち当期純利益）	(47,330)
	合計	**1,115,297**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

令和八年三月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月七日

長崎県南島原市深江町丁二三八一番地二

代表取締役　桧和田洋一

(甲)株式会社健康堂

長崎県南島原市西有家町里坊一七番地二

代表取締役　桧和田洋一

(乙)株式会社第一薬局

長崎県南島原市深江町丁二三八一番地二

代表取締役　桧和田洋一

(丙)株式会社ミドリ薬局

第33期決算公告

令和８年４月７日

長崎県南島原市西有家町里坊117番地２

株式会社ミドリ薬局

代表取締役　桧和田洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,699
	固定資産	12,618
	合計	**54,317**
負純資産及び部	流動負債	8,163
	株主資本	46,154
	資本金	4,000
	利益剰余金	42,154
	その他利益剰余金	42,154
	（うち当期純損失）	(77)
	合計	**54,317**

第42期決算公告

令和８年４月７日

長崎県南島原市深江町丁2381番地２

株式会社第一薬局

代表取締役　桧和田洋一

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	204,002
	固定資産	38,390
	合計	**242,392**
負純資産及び部	流動負債	5,580
	株主資本	236,812
	資本金	3,000
	利益剰余金	233,812
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	290,812
	（うち当期純損失）	(6,314)
	合計	**242,392**

第65期決算公告

令和８年４月７日

東京都品川区戸越１丁目７番１号

東急リネン・サプライ株式会社

代表取締役　小野　隆憲

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,356,155
	固定資産	2,143,808
	有形固定資産	1,854,971
	無形固定資産	55,710
	投資その他の資産	233,127
	資産合計	**4,499,964**
負債及び純資産の部	流動負債	1,914,947
	（うち賞与引当金）	(114,228)
	固定負債	1,323,237
	（うち退職給付引当金）	(447,612)
	（うち特別修繕引当金）	(54,653)
	株主資本	1,261,779
	資本金	50,000
	資本剰余金	141,676
	その他資本剰余金	141,676
	利益剰余金	1,070,102
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	1,040,102
	（うち当期純利益）	(746,057)
	負債・純資産合計	**4,499,964**

第16期決算公告

令和８年４月７日

兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目１番38号

Ｗｉｓｍｅｔｔａｃフーズ株式会社

代表取締役社長　新開　裕之

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,216
	固定資産	1,831
	資産合計	**27,047**
負債及び純資産の部	流動負債	14,031
	賞与引当金	294
	固定負債	645
	退職給付引当金	120
	長期賞与引当金	18
	負債合計	**14,676**
	株主資本	12,221
	資本金	80
	資本剰余金	18,676
	資本準備金	10,500
	その他資本剰余金	8,176
	利益剰余金	△6,534
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	△6,554
	（うち当期純損失）	(6,534)
	評価・換算差額等	149
	繰延ヘッジ損益	48
	その他有価証券評価差額金	101
	純資産合計	**12,370**
	負債・純資産合計	**27,047**